

議案第44号

加西市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

加西市長 高橋晴彦

## 加西市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年加西市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第1条第3号に規定する所得」を「第1条第4号に規定する所得」に改め、同条に次の1号を加える。

- (9) 同居親族等 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。

第5条第5号中「同居者」を「同居親族等」に改める。

第6条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 同居親族等があること。

第6条第1項第4号ア（ア）及びイ（ア）から（ウ）までの規定中「同居者」を「同居親族等」に改め、同項第6号中「現に同居し、若しくは同居しようとする親族」を「同居親族等」に改める。

第12条中「入居の際に同居した親族」を「入居時点の同居親族等」に改める。

第13条中「当該入居者と同居していた者」を「同居親族等」に改める。

第16条及び第28条第4項中「同居者」を「同居親族等」に改める。

第40条第1項第6号中「同居者」を「同居親族等」に改め、同条第3項中「年5分の割合」を「民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率」に改める。

第42条第1号及び第2号中「同居者」を「同居親族等」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）が改正されたことに伴い、里親に委託されている児童を同居親族に準ずる者として加えるほか、引用法令の条ずれが生じたこと及び住宅の明渡請求に係る利息を民法の法定利率とするために、所要の改正を行うもの。